

(2)企業における総合的なメンタルヘルス対策の推進	14億円
メンタルヘルス対策の総合窓口において各種相談対応を行う等、メンタルヘルス不調者の発生防止、早期発見・早期治療のための対策、職場復帰支援に至るまでの一貫した取組を行う。	
(3)多様な働き方・生き方の選択	117億円
①労働者派遣事業の適正化(再掲・42ページ参照)	8.6億円
②ハローワークの機能強化による日雇派遣労働者等に対する安定就労に 向けた支援(再掲・42ページ参照)	31億円
③有期契約労働者の雇用管理改善と正社員転換の促進(再掲・42ページ参照)	21億円
④パートタイム労働法に基づく正社員との均衡待遇の確保と正社員転換の推進(再 掲・42ページ参照)	17億円
⑤ハローワークの機能強化による非正規労働者への就労支援体制の拡充等 (再掲・33ページ参照)	48億円
⑥マザーズハローワーク事業の拡充(再掲・34ページ参照)	21億円
⑦テレワークの普及促進	1.4億円
テレワークに関する労務管理についての相談・助言を行うテレワーク相談セ ンターを拡充するとともに、講習会の開催により、適正な労働条件下でのテレ ワークの普及促進を図る。また、在宅での就業形態による発注者とのトラブル 等に対する相談援助等を実施する。	
(4)仕事と家庭の両立支援(再掲・37ページ参照)	100億円

3 労働災害の減少を図るための安全衛生対策等の促進 99億円(83億円)

(1)企業における総合的なメンタルヘルス対策の推進 (再掲・本ページ2(2)参照)	14億円
(2)重篤な労働災害の防止対策の充実など安全衛生対策の推進	9.1億円
重篤な労働災害を防止するため、機械設備の安全対策を検討するほか、企業の努力 義務である「危険性・有害性等の調査等」の実施促進を図るため、インターネット上でリス クを診断できるシステムの提供等を実施する。	
(3)職業性疾病等の予防対策の推進	29億円
ナノマテリアル(超微粒素材)の毒性情報を得るための実証試験や石綿健康障害予防	

のため実地調査、個別指導等を実施する。また、職場における新型インフルエンザ対策を推進するため事業者等に対して研修を行う。

(4) 産業保健活動及び健康づくり対策等の推進 35億円

労働者の健康障害防止等の支援として医師による面接を充実させ、相談・指導体制の機能強化と整備を図る。また、職場における受動喫煙防止対策の推進を図る。

(5) 石綿救済法等の趣旨及び内容の徹底 96百万円

石綿に係る労災補償制度の労災保険給付及び改正石綿救済法に基づく特別遺族給付金の内容等を幅広く周知・啓発することにより制度の周知徹底を図る。

4 「働く人を大切にする社会」を実現するための基盤整備

22億円(19億円)

(1) 労働問題に関するワンストップ相談体制の整備 15億円

各都道府県労働局において、労働相談機関や紛争解決機関とネットワーク化を図るとともに、労働紛争の解決事例等の情報を収集して共有化することにより、総合労働相談センターにおける的確な相談対応や円滑かつ迅速な労働紛争問題の解決を図る。

(2) 労働関係法令の遵守に向けた監督指導等の徹底 5.9億円

派遣労働者の労働条件確保のための派遣元・派遣先に対する重点的な監督指導、改正最低賃金法の円滑な施行に向けた監督指導、長時間労働抑制のための重点的な監督指導等の労働関係法令の遵守に向けた監督指導等を徹底する。

第9 各種施策の推進

1 國際社会への貢献

(2) 外国人労働問題等への適切な対応

① 外国人研修・技能実習制度の見直しと適正化

制度運用の適正化を図るため、研修生・技能実習生の受入れ機関等に対する巡回指導を強化し、また、母国語による電話相談を実施するとともに、新たに、技能実習生の技能習得を促進するためのモデル事業を実施する。

② 「留学生30万人計画」に基づく国内就職促進の加速

企業が留学生を始めとする専門的・技術的分野の外国人労働者を適切に活用できる労務管理の在り方について関係省庁、大学、企業等の協力を得て検討を行い、雇用管理指導や講習会等により周知する。また、留学生の国内就職市場の拡大を図るため、留学生向けインターンシップを行う。

③ 外国人指針に基づく雇用管理改善の一層の推進(新規)

97百万円

ハローワークにおいて外国人雇用事業所へ訪問して雇用管理改善指導や相談援助を実施する。また、日系人を雇用する事業所に対する社会保険労務士による雇用管理改善指導や業界団体を活用した雇用管理改善指導を実施する。

④ ハローワークを中心とした日系人向け相談・支援機能の強化

(再掲・35ページ参照) 16億円

⑤ 経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士の円滑かつ適正な受入れ

83百万円

経済連携協定に基づき外国人看護師・介護福祉士候補者を円滑かつ適正に受け入れるため、受入施設に対する巡回指導を行うとともに、看護・介護導入研修を行う。